

民生委員児童委員について

1 民生委員児童委員とは

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。（報酬はありませんが、交通費等の活動費を支給します。）

また、すべての民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、子どもに関わる支援活動もしています。

民生委員児童委員の中には、担当の区域を持ち活動する「区域担当委員」と、特定の担当区域を持たず、子どもや子育て家庭に関する支援を専門に行う「主任児童委員」がおります。

現在活動されている民生委員児童委員の任期は、民生委員法第10条で「3年」と定められており、任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日です。（更新も可能です。）

また、任期途中で退任された場合は、前任者の任期を引き継ぎます。仙台市では年2回、6月と12月に民生委員の委嘱補充をしています。）

本市では約1,600人の民生委員児童委員が活動しています。

2 活動内容

地域にお住まいの方の健康や医療、福祉のことなど、生活上の様々な相談相手となり、その内容に応じて必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関との「つなぎ役」として活動しています。

また、地区ごとに民生委員児童委員が組織する、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）にて定例会や研修会、サロン活動などを行っております。

なお、民生委員児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

3 働きながら民生委員児童委員活動をするために

民生委員児童委員の中には、社員として働きながら活動をされている方々もおられます。

働きながら活動を行う上で、会社や上司、同僚の皆様のご理解、ご協力は欠かせません。社員の皆様の中に民生委員児童委員がいらっしゃる場合には、委員活動への従事についてご理解いただきますとともに、就労義務の免除など、民生委員児童委員活動に取り組みやすい環境づくりにご協力くださるようお願いいたします。

4 民生委員児童委員に相談するには

民生委員児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人の秘密は守られます。

お住まいの地域の民生委員児童委員へ気軽にご相談ください。

お住まいの地域の担当委員が分からないときは

裏面に記載のお住まいの区の保健福祉センター管理課にお問い合わせください。

（仙台市以外にお住まいの方は、お手数をおかけしますが、お住まいの市町村の民生委員児童委員の担当部署にお問い合わせください。）

●民生委員児童委員については、お住まいの区の保健福祉センター管理課へ

青葉区役所保健福祉センター管理課 TEL：(代表) 022-225-7211

宮城野区役所保健福祉センター管理課 TEL：(代表) 022-291-2111

若林区役所保健福祉センター管理課 TEL：(代表) 022-282-1111

太白区役所保健福祉センター管理課 TEL：(代表) 022-247-1111

泉区役所保健福祉センター管理課 TEL：(代表) 022-372-3111

●民生委員児童委員制度全般に関するお問合せ先

健康福祉局地域福祉部社会課 TEL：(直通) 022-214-8158